

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年6月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	台東区
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	67-3
6. 独自利用事務の対象者	障害者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年6月28日
8. 保護評価の実施の有無	1: 有
9. 評価書番号	25
10. 保護評価書の名称	心身障害者福祉手当に関する業務
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.city.taito.lg.jp/kusei/kuseikokai/johokokai_kojinjoho/tokuteikojinjouhou/PIA_jisshijokyo.html
12. 委任関係	

執行機関名 台東区長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	東京都台東区心身障害者福祉手当条例(昭和49年4月台東区条例第4号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年6月台東区条例第27条) 別表第1 第4の項 東京都台東区心身障害者福祉手当条例(昭和49年4月台東区条例第4号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	東京都台東区心身障害者福祉手当条例(昭和49年4月台東区条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(精神又は身体に障害を有する児童)について特別児童扶養手当を支給し、(精神又は身体に重度の障害を有する児童)に障害児福祉手当を支給するとともに、(精神又は身体に著しく重度の障害を有する者)に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の(福祉の増進を図る)ことを目的とする。	第1条 この条例は、(心身に重度の障害を有する者)に、心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、身体障害者及び知的障害者の(福祉増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東京都台東区心身障害者福祉手当条例(昭和49年4月台東区条例第4号)東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和49年4月台東区規則第9号)